

○地方税収確保対策の実施について

平成8年7月16日

税第230号

総務部長

昨今の厳しい地方自治体の財政状況や地方分権の高まりの中で、自主財源である税収への期待はますます高まっています。

そこで、個人住民税をはじめとする地方税の税収確保について、県と市町村がこれを共通の課題としてとらえ、納付率の向上等を図るため、総合的な税収確保対策を実施することとし、その推進母体となる「神奈川県地方税収対策推進協議会」を設立しました。

これに伴い、別添の同協議会の会則に基づき、税収確保のための事業を実施していくこととなったので、市町村と協力して、別紙により効果的な対策を講じ、税収確保の実効が上がるよう努めてください。

なお、「個人住民税に係る収入確保対策の実施について」(昭和57.4.1 税第21号)の通達は、廃止します。

別紙

地方税収確保対策の実施について

1 協議会の設置等

(1) 徴収対策連絡協議会

ア 設置

神奈川県地方税収対策推進協議会の方針に基づき、県税事務所と市町村(区を含む。以下同じ。)が相互に協力して、個人住民税をはじめとする地方税の税収確保を図るため、具体的な徴収対策を協議し、実施することを目的として、徴収対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置するものとする。

イ 構成員等

(ア) 連絡協議会は、各県税事務所及びその所管区域内の市町村を単位として組織し、県税事務所にあつては所長、副所長、納税担当課長及び納税担当課職員を、市町村にあつては税務主管者、収納担当課長及び収納担当課職員をもって構成する。

(イ) 県税事務所長は、納税担当課職員のうち納税実務に精通した職員を「地方税収確保対策担当」として指定するものとする。

この場合において、県の税務併任職員(地方税収確保対策に係る税務職員交流に関する協約書に基づき市町村に派遣された県の交流職員をいう。)が配属されている県税事務所にあつては、当該職員を地方税収確保対策担当として指定するものとする。

(ウ) 地方税収確保対策担当は、次に掲げる事務を処理するものとする。

a 連絡協議会の事業の企画、立案及び実施に関すること。

- b 市町村との連絡調整に関すること。
- c 市町村の税務併任職員(地方税収確保対策に係る税務職員交流に関する協約書に基づき県に派遣された市町村の交流職員をいう。)が行う県の滞納整理事務に係る協力及び日程等の調整に関すること。

ウ 主管者会議の開催

- (ア) 連絡協議会の事業の実施に関する基本方針、年間計画その他必要な事項を協議し、決定するため、主管者会議を開催するものとする。
- (イ) 主管者会議は、県税事務所及び市町村の幹部職員(県税事務所にあつては所長、副所長及び納税担当課長並びに地方税収確保対策担当のうち所長が指定する者、市町村にあつては税務主管者、収納担当課長その他の幹部職員)をもって構成する。
- (ウ) 主管者会議の開催は、原則として年2回とする。

(2) 税務主管者協議会

ア 開催

- (ア) 県税事務所と市町村との緊密な連絡協調体制の維持、向上及び税務事務の適正かつ円滑な執行を図るため、地方税の賦課徴収に関する研修、研究、情報交換等を実施することを目的として、税務主管者協議会を開催するものとする。
- (イ) 税務主管者協議会の開催は、原則として年1回とする。

イ 構成員

税務主管者協議会は、各県税事務所及びその所管区域内の市町村を単位として組織し、県税事務所にあつては所長、副所長、管理担当課長、課税担当課長及び納税担当課長を、市町村にあつては税務主管者、課税担当課長及び収納担当課長をもって構成する。

(3) 政令指定都市等における特例

複数の県税事務所の所管区域をまたがる市(以下「政令指定都市等」という。)の区域においては、(1)及び(2)の規定にかかわらず、必要に応じ、これらの複数の県税事務所及び政令指定都市等を単位として、連絡協議会を設置し、又は税務主管者協議会を開催することができるものとする。

なお、この場合の連絡協議会又は税務主管者協議会の構成員等については、税務指導課、県税事務所及び政令指定都市等による協議の上、定めるものとする。

2 事業

(1) 連絡協議会

連絡協議会は、次に掲げる事業を実施するものとする。

ア 合同滞納整理

- (ア) 合同滞納整理は、長期的かつ継続的に行っていく必要があることから、市町村と十分協議し、実施要領を作成の上、年間計画等を定めて、効果的に実施するものとする。

(イ) 合同滞納整理の実施に当たっては、次に掲げる事務について、滞納事案に応じた取組(情報交換を含む。)を行うものとする。

- a 効率的な滞納整理を行うための方針決定に関する事務
- b 共同徴収に関する事務
- c 金融機関等における財産調査に関する事務
- d 差押えに関する事務
- e 参加差押えに関する事務
- f 納税の猶予に関する事務
- g 債権の取立てに関する事務
- h 換価処分に関する事務
- i 不納欠損処理に関する事務

(ウ) 合同滞納整理の対象となる滞納者の選定に当たっては、県と市町村の共通の滞納者(個人住民税に滞納がある者に限る。)で、滞納税額が高額なもの又は処理が困難なものなどについて、市町村と協議の上、選定するものとする。

(エ) 共同徴収の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- a 滞納者の状況、滞納者との折衝方法、折衝に当たっての役割分担等について、あらかじめ十分な情報交換及び打合せをしておくこと。
- b 現金等の領収及び滞納処分は、賦課徴収権限を有する税目についてのみ行い、市町村の職員が滞納処分を行う場合は、必要に応じて援助すること。

イ 共同公売

(ア) 共同公売は、長期的かつ継続的に行っていく必要があることから、市町村と十分協議し、実施要領を作成の上、実施するものとする。

(イ) 共同公売に係る公売公告の掲示及び共同公売場に関する事務は、県税事務所の職員が行い、共同公売の実施日その他共同公売の実施に関し必要な事項は、共同公売に参加する県税事務所及び市町村の相互の協議により定めるものとする。

(ウ) 共同公売は、連絡協議会を構成する市町村の参加を得て、原則として県税事務所において実施するものとする。この場合において、他の県税事務所又は市町村から参加の申出があるときは、当該参加の申出を受けた連絡協議会は、(イ)の協議により、当該他の県税事務所又は市町村を共同公売に参加させることができるものとする。

ウ 研修、研究会の開催

(ア) 徴収技術の向上を図るため、優良な滞納整理事案や財産調査等の手法についての研修会を年2回程度開催するものとする。

(イ) 滞納整理の促進を図るため、具体的な滞納整理事案における効果的な取組方法等についての研究会を随時開催するものとする。

エ 情報交換等

(ア) 共通の滞納者については、常に情報交換に努めるとともに、県税事務所の調査により新たな財産が判明し、市町村の収入につながるものが想定されるものについては、速やかに市町村に連絡するものとする。

(イ) 次に掲げる情報については、随時、市町村に提供するものとする。

- a 県内の倒産業者に関する情報
- b 会社更生法の認可決定等を受けた法人に関する情報
- c その他滞納整理上必要な情報

オ その他

その他連絡協議会の目的を達成するために必要な事業については、市町村と協議の上、積極的に実施していくものとする。

(2) 税務主管者協議会

税務主管者協議会は、次に掲げる事業を実施するものとする。

ア 研修、研究会の開催

(ア) 不動産取得税と固定資産税、県民税と市町村民税など、密接な関連を有する税目について適正な課税事務の執行を図るため、事務担当者の研修、研究会を開催するものとする。

(イ) 研修、研究会の開催は、原則として年1回とする。

イ 情報交換

県税事務所及び市町村における税務事務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、情報交換に努めるものとする。

ウ その他

その他税務主管者協議会の目的を達成するために必要な事業については、市町村と協議の上、積極的に実施していくものとする。

3 報告

県税事務所長は、2(1)ア、イ、ウ及び同(2)アの事業の実施状況について、合同滞納整理実施状況報告書(第1号様式)、共同公売実施状況報告書(第2号様式)及び研修、研究会実施状況報告書(第3号様式)により、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、総務局長に報告するものとする。

12月末現在の実施状況	1月21日
3月末現在の実施状況	4月21日

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成9年税第5号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成11年税第8号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の3の規定は、平成10年度3月末現在の実施状況についての報告から適用する。

附 則(平成16年税第530号)

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年税第484号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成19年税第49号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成20年税第29号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成22年徴対第5号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成25年徴対第4号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成28年税指第3号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成31年税指第193号)

この通達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

年度 合同滞納整理実施状況報告書(月末現在)

年 月 日

総務局長 殿

県税事務所長

次のとおり、合同滞納整理の実施状況について報告します。

市(区)町村名	区分		要合同滞納整理額	収入化したもの	処分したもの (滞納処分停止を除く。)
			税額	税額	税額
事案数	市町村税		千円	千円	千円
		うち個人住民税分			
	県税				
	選定基準等				
事案数	市町村税				
		うち個人住民税分			
	県税				
	選定基準等				
	市町村税				
事案数		個人住民税分			
	県税				
	選定基準等				
	合計	市町村税			
		うち個人住民税分			
県税					

備考 1 「処分したもの」欄には、合同滞納整理の実施期間中に処分したものについて記載すること。

2 処分した後に収入化されたものについては、「収入化したもの」欄に記載すること。

3 「選定基準等」欄には、事案選定の基準の内容等を記載すること。

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

年度 共同公売実施状況報告書(月末現在)

年 月 日

総務局長 殿

県税事務所長

次のとおり、共同公売の実施状況について報告します。

市(区)町村 名等	実施回数	換価財産	売却決定額	公売に係る徴収金			
				個人住民税		その他の税	
				税額	件数	税額	件数
			円	円		円	
県税事務所							
合計							

第3号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

年度 研修、研究会実施状況報告書(月末現在)

年 月 日

総務局長 殿

県税事務所長

次のとおり、研修、研究会の実施状況について報告します。

実施年月日	研修、研究会の名称及び内容	参加者
・ ・		県名、市区町村名
・ ・		県名、市区町村名
・ ・		県名、市区町村名

備考 「研修、研究会の名称及び内容」欄には、名称のほか、実施した具体的な内容を記載すること。

別添

神奈川県地方税収対策推進協議会会則

(名称及び目的)

第1条 本会は、神奈川県地方税収対策推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称し、県と市町村が協力して個人住民税をはじめとする地方税の納付率の向上及び税務職員の資質の向上を図ることを目的とし、総合的な税収確保対策を推進するために組織する。

(事業)

第2条 推進協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 個人住民税をはじめとする地方税の総合的な税収確保対策の推進
- (2) 税務職員研修
- (3) 税務広報
- (4) 税務職員の表彰
- (5) 地方税制に関する調査研究
- (6) その他目的達成のため必要な事業

(構成員)

第3条 推進協議会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

市町村 副市町村長

県 副知事、総務局長、財政部長、政策局自治振興部長、税制企画課長、税務指導課長、市町村課長及び県税事務所長

(役員)

第4条 推進協議会に会長1名、副会長3名を置く。

- 2 会長は、神奈川県副知事とする。
- 3 副会長は、神奈川県総務局長並びに神奈川県都市税務協議会及び神奈川県町村税務協議会の会長市町村の副市町村長とする。

(役員の仕事)

第5条 会長は、推進協議会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(総会)

第6条 会長は、推進協議会の目的を達成するため必要と認めるときは、推進協議会の全構成員を召集して総会を開催する。

(幹事会)

第7条 推進協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会に、代表幹事及び幹事を置き、代表幹事は、神奈川県総務局財政部長をもってあてる。
- 3 幹事は、次に掲げる者のほか、代表幹事が特に必要と認める者をもってあてる。

市町村 神奈川県都市税務協議会常任幹事のうち各市の税務主管者、神奈川県町村税務協議会常任幹事

県 財政部長、税務指導課長、横浜県税事務所長、川崎県税事務所長、平塚県税事務所長、小田原県税事務所長及び厚木県税事務所長

4 幹事会は、推進協議会に付議する事案について、審議する。

5 幹事会は、代表幹事が招集する。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、神奈川県総務局財政部税務指導課内に置く。

(経費)

第9条 推進協議会の経費は、原則として県が負担する。

(徴収対策連絡協議会)

第10条 県税事務所と市(区)町村との間で、徴収対策連絡協議会を設置し、推進協議会の方針に基づき、具体的な税収確保対策を実施する。

2 徴収対策連絡協議会の規約は、それぞれの関係機関の協議により定める。

附 則

この会則は、平成8年7月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。